

書類の提出は、文部科学大臣の指定する期日までに行うものとする。

(調査結果の公表)

第十条 文部科学大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県についての社会教育調査の結果を文部科学大臣の公示以前に公表することができる。ただし、この場合においては、文部科学大臣の公表が確定数であることを付記するものとする。

(調査票等の保存)

第十一条 文部科学大臣は、調査票にあつては文部科学大臣の公表の日から一年間、調査票の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）にあつては永年保存するものとする。

2 都道府県の教育委員会は、関係書類を文部科学大臣の公表の日から一年間保存するものとする。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 社会教育調査規則（昭和三十年文部省令第十九号）は、廃止する。

附 則 （昭和三八年五月八日文部省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年四月二六日文部省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年一月二二日文部省令第一号）

この省令は、昭和五十八年一月二十三日から施行する。

附 則（昭和五九年五月一七日文部省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月二七日文部省令第二二号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月三一日文部省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年一二月一三日文部科学省令第二七号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和五年二月一〇日文部科学省令第二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。